

第1条 芦屋市芦屋字奥山 / 打出 / 芦屋 / 共有山保護の為次の行為を禁ず。

- (1) 山林保護の為設けたる標識を移転汚損し又は毀壞する事
- (2) 山林内に火気あるものを投棄し又は放火する事
- (3) 岩石を採取する事
- (4) 杉檜植栽地に立入る事
- (5) 樹木を根掘又は毀壞する事
- (6) 用材木を伐採する事。但し松樹は生木は勿論枯損木及び枝葉と雖も採取する事を許さず

第2条 / 打出 / 芦屋 / 兩部落民に限り自家用に供する柴草，山土は市長の許可を得て採取することを得

第3条 伐木又は柴草，山土を採取すべき器具を携へ入山せんとするものは予め市長の許可を得必ず入山証を携帯すべし。

第4条 毎年秋期に於て副産物(茸，栗)を公売す。

副産物の採取期間は毎年9月15日より11月15日迄とし該期間中は買受人の外入山を許さず。但し山林取締関係吏員は此の限りに在らず。

第5条 本規則に違背したるものは森林法及兵庫県警察犯処罰令に依り処分せらるべし。

附 則

本規則は，発布の日より之を施行す。

元精道村長に於て許可交付したる入山証は其の有効期間中は，本規則に依り市長の許可交付したるものと看做す。